

簡易的環境影響評価書に係る三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要
（（仮称）鈴鹿市西庄内町（小峯地区）太陽光発電所用地造成事業
（仮称）鈴鹿市西庄内町（下亀淵・四拾町地区）太陽光発電所用地造成事業）

日時：令和元年9月30日（月）14:00～16:40

場所：三重県教育文化会館 第5会議室

委員：気象・気候について、太陽光発電は化石燃料を使わない発電で、CO₂を出さない、温室効果ガスが増えないことが知られています。では、どうして温室効果ガスで我々は暑く感じるのでしょうか。

事業者：ご存じだと思いますが、二酸化炭素やメタンは熱を吸収しやすい、地球から発生する熱を吸収して外に漏らさない、いわゆる温室効果があるということで、CO₂やメタンが発生しないように世界中で努力されているということです。

委員：つまり、温室効果ガスが赤外線を吸収して、そして自ら赤外線を放出して、上空から赤外線を下向きに放出して、我々は上からくる赤外線を我々の体を感じて暑いと感じるということですよ。

事業者：はい。

委員：そこで質問ですが、最近あちこちで、太陽光発電施設をつくと暑くなるのではないかと指摘されています。幹事意見に対する見解資料の別紙 p2、p3、p4 等で、気温は上がっていないという事実を調査し、だから施設ができて暑く感じない、という結論だと思いますが、人間の体は、気温のみで暑さを感じるではありません。赤外線の強弱を感じて暑いか暑くないかを感じます。

太陽光発電施設を設置すると気温ではなく地面温度が上がります。もともと植生に覆われていたところが裸地に近い状態になり、また金属等が置かれるためです。地面付近が非常に多くの太陽エネルギーを吸収して地面温度が上がります。しかしながら気温はほとんど上がりません。地面や太陽光発電施設を含めた面から出る赤外線の放射量が増えるのです。

もし近くに住んでいる人がいれば、その赤外線を浴びて暑く感じます。例えばストーブです。ストーブは部屋の温度が低くても暖かいです。これはストーブの赤外線を感じています。決して部屋の温度が高いから暖かく感じるのではない。たき火も同じです。

このことから、気温の比較をもってして影響がないとするのは早計で、赤外線のことを配慮された回答が必要ではないかと思います。特に小峯地区は人が住んでいる場所に近い。周辺に民家が少ないのであればあまり心配しなくてもいいと思いましたが、人が住む場所に近いのであれば、赤外線を受けるわけです。

温度ではなく赤外線を感じるので、理想は赤外線を計測し、影響がないというようなことをやっていただければ、住民の方々も心配されないので、ぜひ可能であれば赤外線センサーを設置してほしい。エネルギーの量を測るセンサーを置いてほしいので

すが、いかがでしょうか。

事業者：赤外線センサーのことについては勉強させていただきます。ご指摘の通り、森林から造成して太陽光発電施設にした場合、森林がある方が木の緩和作用がありますので、気温は森林と比較するとある程度影響があるのですが、今回の環境影響評価では、皆様が集まる公園や集会所と比較して、気温としての差はさほどないということと比較させていただきました。もちろん全く影響はないという意味ではなく、他の集会所や公園と比較するとそれほど大差がないという意味合いです。

委員：赤外線についてご検討していただきたいと思います。

また、表現の話になるかもしれませんが、例えば小峯地区の事業者見解 p10 の温室効果ガス等（1）のご回答には、「今回の事業は地球温暖化対策に大きく貢献するものである」と書かれていますが、一方で、大気質の資材運搬車両などの影響は「1割程度なので、影響は軽微である」とされています。

影響については、1割を「しか」としていますが、温室効果ガスでは、「大きく貢献する」と書いてあるので、これは1割以上効果がないと答えに矛盾があると思うのですが、いかがでしょうか。ご自身の都合のいいような書き方だと感じたのですが、「しか」とか「も」というのは注意して書かれた方がいいかと思います。誤解を招きますので、可能であれば表現を変えた方がいいと思います。

事業者：温暖化対策への貢献の「大きく」という表現と、大気質等の「1割」というのは比較が違っており、温暖化対策の「大きく貢献する」という表現は気持ちが入ったものですので、今後表現については考えたいと思います。

委員：数字で出した方がいいと思います。それが「しか」か「も」かは読んだ方が判断することではないでしょうか。

事業者：比較する対象は考えます。「大きく」はある程度気持ちが入っていたので、適切に表現したいと思います。

委員：最後は雨の話です。過去50年に1度の雨にも耐えられるという表現がありましたが、地球温暖化で海面水温が上がり、海からの蒸発が増え、将来は降水量が増えるというのは科学者の間では一般的な見解です。だから、過去の50年ではなく、未来に対応した50年で考えてもらわないと困ります。最新の研究成果もありますので、調整地等の水対策については、基準をより厳しく設定して設置していただきたい。

事業者：調整池は、三重県の調整池設置基準があり、その基準は、簡易評価書に記載した50年降水量に相当する量として指導を受けておりますので、容量としてはそのように書かせていただいております。

委員：法律や条例の基準ギリギリではなく、上にマージンを取ったほうがいいのかということですか。

事業者：それはわかります。今後、調整池の設置に関しては、県と詳細の協議を進めますので、今おっしゃられたことも検討したいと思います。

委員:簡易評価書の地域特性の記述内容についてです。p3-36 で地質図が使われていますが、年代が何も書いてありません。おそらく古い地質図をそのまま使っていると思いますが、産業総合研究所の「地質 Navi」というホームページで最新の地質図を簡単に見ることができます。なぜそれを使わないのかをお聞きしたい。

事業者:地質分類図については、国土交通省の GIS データのホームページから入手したのですが、申し訳ございません。データについては修正させていただきます。

委員:その中で、図 3.2-21 の表層地質図の発行年はいつですか。

事業者:年代は書いておりません。勉強し修正したいと思います。

委員:また、凡例に「珪質岩」が示されていますが。どういうものだと考えてみえますか。

事業者:「珪質岩」については勉強しておらず申し訳ございません。

委員:「珪質岩」というのは石英分の多い岩石、主にチャートですね。他の言葉についても十分にご理解をお願いしたいです。

また、今回の太陽光発電施設を作る場所の地質を十分に理解しておられますか。どういう地質があるのかというのをしっかりと把握していただきたいと思います。土砂崩れなどの大きな災害が起こる可能性がありますので、十分に配慮していただきたい。

また、小岐須にある石大神と屏風岩が県の天然記念物に指定されています。p3-38 にその記載がないのはなぜですか。地域特性の調査が不十分ではないかと思います。

もう一点、すべての評価において、事業者の「実行可能な範囲」という言葉がありましたが、どういう意味ですか。

事業者:事業者の方の実行、できる限り一生懸命ということ。事業者にやれることには限りがあります。財力を投じたりすればできるのですが、ある程度事業としてやるものだから、事業をやる者としての可能な限り、財力や人材とかいろいろある中で、できるだけ努力しながら最大限のところまでやるということ。事業活動の中でやるものだから、実施可能な範囲でということを書いております。

委員:盛土をする場合、盛土の下に透水性の高い材料を敷き詰めるとの記載がありましたが、なぜですか。

事業者:現況の谷筋には水が集まってきておりますので、その部分を盛土するとすると、もともとそこへ水が集まりやすい地形となっておりますので、暗渠を入れて、盛土した内部に集中した水は排除して盛土の安定を図るようにしています。

委員:地質の世界で、「人新層」、人が作った地層という考え方があります。それにあてはまりますか。まずは十分に考えていただきたいと思います。

また、現地調査において、地元関係者から太陽光発電施設の設置により獣害が減ってきたとの話がありました。すごく喜ばしいことだとおっしゃっていたのですが、そのバックデータというのは地元から聞いていますか。

事業者:バックデータは聞いていません。ただし、あの地域に住まわれている方からの代表

者の意見として、獣害に大変悩まれていると。獣害以外にも、太陽光発電施設ができてよくなった点については地域の方から意見を聞いておりますので、その中でその方としてはその一つとして獣害が減ったというようなこととお話されたのかと考えております。

委員：客観的なデータではないのですね。

事業者：客観的なデータを尊重するという事は、私は大変すばらしいことだと思います。ただし、客観的なデータだけでなく、地元の多数の意見も同じように尊重すべきではないかと。その方は自分の地域の意見の代表するところを皆さんにお伝えしようとして発言したのではないかと思いますから、その地域の意見もしっかり尊重すべきではないかと感じます。

委員：地域の声を大切にしなければならないことはよくわかりますが、バックデータを持っていると十分に説明ができると思うので、そのあたりもよく考えておいてください。

もう一点、景観の評価で、いろいろな眺望点からの状況について説明がありましたが、東海自然歩道から見た眺望はなぜ入れなかったのですか。国が指定した大切な部分だと思えますが。どうですか。

事業者：景観の調査地点は、皆さんが集まる公園や集会所を中心にやっており、東海自然歩道は何回か確認しましたが、そこで立ち止まって見るとか眺望としてあそこを見るところはありませんでした。そういう眺めがあって、みんなで集まって、休憩して、東屋があってそこで何かするというわけではなく、他の地点の方が良いということで、そこについては対象にしなかったということです。

委員：活断層の図の記載がありましたが、計画地が活断層の線の上にかかっていないからいいというわけではありません。十分に配慮して工事していただきたいと思えます。

委員：動物関係について、先ほど別の委員から獣害の話がありましたが、今回の事業区域は、かなり放棄地で森林という状況で、そこが動物の住処になっており、結果的にそれを全部はがしてしまうと、当然別のところへ移っていく。地元関係者から発言があったように、獣害が減ったということは、それはこの地域は減ったけれども他の地域では増えているというような話だと思います。ある地域が減ったから自分のところの地域は良くて、別のところに行ったらそれはいいのかという問題がありますので、他の事業者が行っている地域も含め、事後調査としてモニタリングしデータとして蓄積するという事はすごく重要だと思いますが、いかがでしょうか。他に問題が波及しないようにどうするかというのが事業を行う上での責任だと感じるのですが、いかがでしょうか。

事業者：今回の簡易的環境影響評価書は、条例に基づき、文献調査を中心に行っています。現地調査としては、サシバを中心とした鳥類と植物の調査をしており、その他は文献に頼っています。このため、今現在どれだけ動植物が生息しているか、実態というのは文献上で整理しています。しかも、文献は、事業計画地内だけではなく、もう少し広い範囲で西庄内町など何がいるかということが記載されているものです。

現状については文献ベースで、ご指摘の通り動物中心のモニタリングは非常に重要ですが、現状はそこで部分的に把握しているのが鳥類と植物が中心ですので、今後どこまで事後調査をやるべきなのか、どういう範囲でやるべきなのかということを検討中ですので、いろいろ勉強しつつ、事後調査はどのようなものが必要かということで、勉強していく必要があるという状況でございます。

委員：先ほどの気温のこともそうですが、太陽光発電事業は、新しい事業のため過去に文献がない、データがないというような話をよく聞きます。それは、今行う事業者が調査しないと、この後行われる事業に対し、環境影響評価が本当に正しいかという判断が難しい。動物の保護という観点からすると、そこまで調査してからでないとな事業はできないのではないかと常に思います。

また、先ほど文献調査のお話がありましたが、現地調査で確認した場所の植生区分は、文献の植生区分と全然違っているところがあります。過去の文献で確認された状況から変わってしまっている。例えば水田は、水を管理しているうちは動物相は多様になりませんが、放棄すると多様な生態系になります。このため、実際に事業計画地周辺をきちんと調査すると、いろいろな重要種が見つかる可能性があると思います。見つかった場合は、必要な措置を講じないといけない。

現時点でも、重要な植物種が確認されており、それを移植するという話ですが、他の重要種も含め、確認された場所を残しておくのであれば、残置も考えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

事業者：幹事意見に対する見解でも示していますが、工事の実施前に重要な生物の調査を今後検討したいと考えております。重要な種への対策についても今後考える必要があると考えております。

委員：文献だけでなく、調査して見つかったらそれに基づき評価することをお願いします。

それから、森林伐採にあたって鳥類への影響の評価が重要ですが、幹事意見では、サシバの繁殖場所は事業地域から 500m 以上離れているということで、工事時期等を検討してほしいとあり、見解では、影響を軽減するような低騒音型の重機を使うという回答ですが、時期の調整については言及されていませんが、これはその必要がないということでしょうか。

事業者：ご意見、大変勉強になります。検討したいとは思いますが、一方で、いろいろな基準というものがあります。サシバを大切にしていこうという考え方は、ここにいる全員が思っていることだと思います。ではどのように大切にするのかというところで、議論が始まっているところだと思いますが、合理的に工事をしようとか、開発しようとか、また地元はどういうふうに望んでいるとか、季節の状況はどういうふうになるのかとか、それは工事が安全に行えるのかどうか、ということなどのいろいろなファクターがあると思います。そこをよく考え、最もベターな方法を選択せざるを得ないと思います。その中で、環境省の「サシバの保護の進め方」があるということで、それに沿って、できるだけ検討し

ていこうということだと思います。

ここで今までと違う回答をします。今までいろいろなことを教えていただき、ここも気を付けた方がいいとか、ここもこういうのがあると教えてもらっているものですので、それについて、我々も検討させてもらおう、勉強させてもらおうというところです。ただし、最後のところは簡易的環境影響評価とは何かとか、または三重県の基準とは何かとか、国の基準は何かとかに沿って考えながら、最大公約数というところを考えたいと思います。雑駁な話で申し訳ないのですが、いろいろとありがとうございます。

委員: それはそうだと思います。私はあくまでも動物の専門家として意見を述べています。サシバも当然ながら個体によって性格が違ったり、環境も違ったり、すべて「サシバの保護の進め方」とおりにやればうまくいくというわけではありませんので、状況に合わせて選択しなければいけないと思います。

委員: 東海自然歩道からの眺望景観について、事業計画地に接するところはスギ林でうっそうとしており、人は止まって見ていないという回答でしたが、トウゴクサバノオというのはあいった杉林のじめじめしたところの沢でないと生息できない。スギ林を全部切って、トウゴクサバノオを全部そこに移植するとなると、おそらく全滅してしまいます。生息地そのものに手を付けなくても、周辺が変わったら生息できない種もありますので、影響について安易に書きすぎだと思います。

トウゴクサバノオを他の場所で見つけたときに、ここに移植するのは無理だと考えていただいたほうがいいと思います。別のところに持っていかないといいません。

さらに、コバノカモメヅルとヒメコヌカグサですが、湿地でないと生息できません。事業計画地内では、造成して湿地環境はなくなると思いますが、どこに移植しますか。検討した方がいいと思います。

また、調整池の中にもソーラーパネルを設置するとのことですが、パネルは建築基準法の規制を受けないことから、あちこちの台風などの風害で、調整池の中のソーラーパネルがひっくり返って大変なことになっていますが、大丈夫でしょうか。住民意見でも、上流にソーラーパネルができることを不安視されている意見がありますが。

事業者: 本事業では、調整池の中に浮かせるパネルではありません。支柱があります。また、調整池の中であっても外であっても、太陽光発電設備というのは、正確な数値は忘れましたが、10mとか20mとか高くならなければ建築基準法の対象にはならない状況で、単なる工作物です。しかし、ご指摘のように、世の中には構造強度を考えずに作っていたものもありましたので、昨年、今年になり、電技解釈という電気の基準で構造強度を確実にするようなかたちになっております。

調整池の中に設置しても、調整池が満杯になってもパネルが水の害にならないような高さの架台でパネルを設置します。調整池の中であっても外であってもパネルが飛散しないように十分な強度を保って、設置します。また、実際には、パネルは飛散するという

より、支柱が抜け出して転倒するという事故が多いので、調整池の堤防を越えて、さらに残置森林を超えて、さらに家だとか道路に出るというのはまず考えられません。まずは抜け出さないようしっかりとした構造強度で設置することを確実にやりたいと思います。

また、本事業は太陽光発電事業ですので、パネルがなくなってしまうのは事業になりませんので、そこは最も気を付けるところです。地域の方のためにも、事業者自身のためにもしっかりとやっていきたいと思います。

委員：もう一点、東海自然歩道のところで、草花を見に来る人がいます。そこをコナラに植え替えるという説明でしたが、コナラをどこから採ってくるのかということをお聞きしたい。また、下亀淵地区の南東側の既設の太陽光発電施設にコナラが植えられていましたが、今回の事業で植えたコナラはそこのような状態になるんですか。そんな状態では東海自然歩道に接する部分の対策としてはダメだと思いますが、どういうタイプのコナラをどのように植えるのかを教えてください。

事業者：コナラは地元の方からの要望がまずあり、鈴鹿市内や四日市周辺の地元の園芸業者が植栽することが、一番いいかと。なぜコナラなのかというと、獣はコナラが嫌いなんです。苦いらしいんです。美味しい苗を植えてしまうと、食べられてしまうと、それでコナラがいいという話です。しかし、現地調査で見ていただいた施設は失敗しています。どなたがどのように植えられたかは知りませんが、他のところを見て、当方の計画ではうまくやっていけたらと思っています。

委員：わかりました。また、今回はスギ林などを伐採するとのことですが、例えばスギ林だとどのくらいの二酸化炭素を固定しているかご存知ですか。例えば、今回30年くらいたったスギ植林だったとすると、1haあたりだいたい80t程度のCO₂を固定していますが、この80tをどのくらいの年数で削減できるのですか。

事業者：幹事意見に対する見解で、1番最後のページでそれぞれの現況森林による二酸化炭素吸収量として、これは国のマニュアルをベースとして書いたんですが、スギ・ヒノキ・サワラ植林で、あそこは7haくらいなので、単位面積当たりの純生産量が18t-CO₂くらいなのでその二酸化炭素吸収量が1年間あたり209t-CO₂くらいあるというのがデータとしてありますが、まだまだ必要なものについては勉強させていただきたいなと思います。

事業者：教えていただきたいのですが、地元の人が言うには、手入れができずに放置してある森林が、原生林ならともかく、植えっぱなしの間伐も何もしていないようなところはちゃんと成長しないから、CO₂をちゃんと吸収しないということです。高齢化で山や田んぼの管理ができず、山も荒れ、獣の住処になっているようなところもあります。

このため、山をしっかりと整備して環境をよくするというのも良いことだと思いますが、太陽光発電設備をつくって、たくさんエネルギーを作ってCO₂を削減するというのも、良い方法の一つではないかと地元も考えているし、我々も考えているところです。

委員：山は荒れていてもCO₂を固定します。草は枯れるので再放出しますが、木は材とし

て固定します。

委員：若木はたくさん固定しますが、老木にもそこに CO₂が固定されています。そこに存在している、とどまっているということが大事です。

事業者：いろいろ教えていただきありがとうございます。

委員：水生生物に対する影響について、住民意見に対する見解で、今回の雑草の処理には農薬を使う計画で、それが水の中に流れないように「接触即効型」を使うとのことですが、私が調べた中では、水生生物や藻類などに絶対につけないようにとされている農薬がありました。小峯地区の簡易評価書の p6-123 にあるように、「下流河川への農薬を含む排水の流入を防止する」として、p6-125 では流出を防ぐことによって低減できると書いてありますが、具体的にはどのような対策を計画されていますか。

事業者：まだ計画の段階ではありますが、農薬の使用は年 3 回ほどです。適切に散布するということですが、農薬は流れ出ることがありますので、今の計画では、検討の段階ですが、なるべく早く不活性化する農薬を散布するということですが。どういう種類を選ぶかということはありませんが。あとは、流れないように、晴天時が続く時期にやる、そういったところを検討していきたいと思えます。

委員：そのあたりを検討していただきたい。農薬の用量の研究では、メダカ等の魚を使っていますが、小動物にはすごく低濃度で影響します。だから小動物への影響を考えないといけません。

それに関係して、現地調査で確認した既設の太陽光発電施設は、雑草が割と生えていましたが、背の低い草を下に植えるといったことはせず、すべて刈ってしまうのですか。植物も残しつつパネルを設置するということではできないですか。

事業者：そういったものはカバープランツといったような名前と呼んでいて、いろいろな樹種があります。他の場所では経験がありますが、なかなかうまくいかず、いちばん手取り早いのは刈ってしまうことで、手で刈ったり、乗用の機械を使うなどの方法があります。

ここに限らず、どこの施設でも近所に地元の方がおみえになる話で、地元の方と話をして、農薬を使うのはやめてほしいと言われることもありますし、防草シートをこの部分だけ張ってほしいと言われたり、地元のご近所さんの意見を聞きながらやるのではないかと思います。いろいろとヒアリングをしていると、西庄内町や東庄内町の狭い範囲で、4 か所のゴルフ場が開発されているという状況です。ゴルフ場は、相当の農薬を使って除草をしていますので、話をする中では、農薬はやめてくださいというのはあまり聞きません。ただし、雨の日に、水生生物に影響を与えるような、雨に混ざって流れてしまう薬を撒くのは当たり前だにダメな話ですし、常時撒いているのもよくないので、そこは節度を守って、ゴルフ場のやり方も参考にさせてもらって、うまく地元と共存できる形で雑草管理ができればと考えております。

委員：他の委員からも意見があったように、小峯地区の南側から東側の部分は住居が近く、

不安に思っている方もみえると思いますが、最も近い住居までの距離は何 m ですか。

事業者：20m 以上はあります。

委員：景観について、調査地点からは見えないという写真が示されていますが、それは遠いところから見た景観で、他の地点から見たらどうでしょうか。自治会全体の意見としては太陽光発電施設を作った方がいいという意見のほうが多いのかもしれませんが、近い場所の住宅の方の意見も考えないといけません。例えば、小峯地区の南東部の角の部分の調整池は、下流の住居のすぐ上までかかっていますが、これを少し形を変えたりはできないのでしょうか。

事業者：おっしゃるとおりで、私もそのように思います。しかしながら、その部分については、調整池の場所から住居の方に向かって谷筋が走っており、その谷筋を伝って過去に何回か水害、土石流が入ってきたので、谷筋をカバーするような地形にするよう、自治会からも言われています。さらに、配慮しないとイケないというところで、おっしゃるところだと思えます。そこで、最も近い住宅の道路を挟んだ反対側の木を残置して、その住宅から直接パネルが見えないようなかたちをとらせていただいています。住民の方も心配かと思えますので、そういった配慮をして進めていきたいというのは、自治会からも言われているところですので、よく考えていきたいと思っております。

委員：直接話をされているのであれば良いです。

事業者：やるならばこういうことを配慮してほしいと言われているかたちです。

委員：2点ほどお聞きしたいのですが、まず、ボーリングはしますか。

事業者：現在のところ計画はありません。

委員：なぜ聞いたかという点、ここは扇状地で、今回の場合の敷地は雨で浸透させるということですので、大雨が降った時に一気に下の粘土層に沿ってそのまま崩れてしまうのではないかと。高度を見ますと、計画地には50m ぐらいの高度差がありますし、盛土で谷を埋めたりするという点で、盛土をしたときにそのまま川底の固い粘土層に沿って、土砂として下流に流れるということもありますので、質問させていただきました。

また、新名神高速道路の工事の際には当然ボーリングをやっておりますし、いちばん固い岩盤層が何 m 下にあるか、データがあるはずですよ。どうですか。

幹事（治山林道課）：治山林道課にはここの周辺のデータはないです。

委員：出せるデータはないですか。

幹事（治山林道課）：ないです。もしかすると、道路部局や河川部局が持っているかもしれませんが。地下水もあればわかります。

委員：地下水がどのぐらいの深度にあるかという点も、新名神の方で調べているはずですよ。

幹事（治山林道課）：（ボーリング結果は）必ずあると思います。

委員：ただ、手に入れにくいかとは思いますが。それがあれば、今回の場合は非常に役に立つと思えます。近年これだけ集中豪雨が発生していると、土砂の下流への押し流しによる

家屋の破壊、災害が心配です。

もう一点は、他の委員からの指摘にありましたが、風対策の話です。事業計画地は高地で風よけとかが何もないので、そういう非常に大きい風速だと、パネルが飛ぶことが懸念されます。例えば、実際にパネルの設置にあたって、下に T 型のコンクリート杭を設置するとか、そういった強風対策について、簡易評価書にもパネルを固定する杭の構造図を記載してほしいです。これまでの強風対策の実績を踏まえて設置してほしいと思います。回答は不要です。

委員：地盤の状況については、三重県が活断層調査というのをやっております。もしかしたらその報告書の中にデータがあるかもしれませんが、国の機関でも調査しています。そこも参考にいただければいいかと思います。

欠席委員（事務局が代読）：両事業は近隣に位置した地域での事業であり、また開発期間が同じであったり、搬入経路に一部重複があったりするなど、相互に影響があることが明白であると考えます。両事業はお互いの事業の影響を含めた環境影響評価をするべきではないでしょうか。

また、小峯地区環境影響評価書の p6-36、下亀渕・四拾町地区環境影響評価書の p6-56 において、交通量の予測結果が示されていますが、両事業で交通量が大きく異なるのはなぜでしょうか。

事業者：交通量が大きく異なるのは、小峯地区では残土が出ることから、残土の運搬車両として計上しているものが大きく影響しています。下亀渕・四拾町地区はそれぞれ盛土と切土のバランスを取ることによって、外に残土を出さないということで、明らかに交通量が変わってくるということです。

それぞれの地区が重複することの影響については、資材の搬入ルートや車の搬入場所をできるだけ異なるように、工事の最盛期も少し異なるようにということで、お互いに最盛期が重ならないような努力、それから、それぞれにおいてしっかり環境保全措置を取ることによって、いろいろ悪い相乗効果を働かせないように、いろいろな意味でお互いが悪い影響を与えないような配慮をしていくというのを今考えております。

事務局（地球温暖化対策課）：また、他の欠席委員から、土石流に対する懸念はどうか、地下水の浸透、流域に対する影響についてのご意見をいただいておりますが、これについてはまた書面で事業者へ提供して、ご回答いただきたいと思っております。

幹事（みどり共生推進課）：小峯地区に対する幹事意見として、p6 の 9(1)で挙げさせていただきました。簡易評価書において、森林部分の大部分が造成森林と記載があり、その理由をお示しくださいと質問させていただいて、「残置森林の拡大に努めます」とご回答いた

だいていますが、本日の概要説明資料では変わりのない図面が示されており、どこが残置森林なのか分かりません。

一方で、トウゴクサバノオに関してご質問させていただいた 9(3)では、「トウゴクサバノオにつきましては、主に非改変部分に生息しており」ということを回答いただいておりますが、評価書の p6-110 では、トウゴクサバノオはすべて改変範囲内と記されていますので、現時点でどの部分を残置するか決まっていれば、それを示していただくと、後々の意見につながると思うのですが、いかがでしょうか。

事業者：9(1)の回答で、「残置森林の拡大に努めて」というのは、まだ実際に事業計画に入っておらず、それについては今後いろいろ検討したいと思っておりますので、まだ今の図面では示していません。

それから、トウゴクサバノオについては、基本的には沢沿いにおさまるものをそのままにして、外れるものについてはできる限り非改変部分に、指摘があったように、あのままを造成地にすると湿地環境が保てないなどの課題はありますが、課題をいろいろ検討しながら適正な対応をしていきたいと思えます。

幹事（みどり共生推進課）：そこは簡易評価書の時点から今の時点では変わっていないですか。

事業者：具体的に書けるかを事業計画担当とすり合わせて、しっかり対応したいと思います。

幹事（みどり共生推進課）：生態系の方で、p8 の(1)で、「生態系注目種に対する影響について、周辺にも生息環境が広く存在することをもって『影響は小さい』と評価されていることに対しての意見について、「西庄内町・東庄内町では、開発後も森林面積が約 1,290ha 残存するというので、影響は小さいと考える」というご回答なのですが、サシバは山の方の森林が残っていても、そちらに行くことはないと思えます。

簡易評価書では、生態系の注目種に対する影響を評価していますので、それに対して質問させていただいたものですので、生態系の注目種に対してご回答いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者：このところは、一般的な希少種に対し、ほかの森林は残存しているという意味で書いており、サシバは「サシバの保護の進め方」などがありますので、ここで記述するすべての動植物に対して、これで全部説明できると思っております。ある程度ほかに生息場所があるのかなのかということ、統計資料とかいろいろ見て、それなりにその周辺には存在するというので、記載しています。

サシバに対しては、営巣場所がどこにあるかだとか、それぞれ動植物の重要種に沿ったいろいろな評価がありますので、ここはあくまでも全体的に一般的な生息環境がそれ以外にあるのかなのかということ、森林はこれぐらいのボリュームがあるということ、記しましたので、それぞれの種に応じて回答が少しは違ってくるんじゃないかということ、そういう意味合いです。

幹事（みどり共生推進課）：生態系中の特に上位種のところで、「周辺に存在することから影

響は小さい」と記載されていたので、そのことに対する根拠をお示しただけならと思います。

最後に、小峯地区の p9 の(2)、(4)で、先ほども指摘がありましたが、東海自然歩道と隣接しており、景観が大きく変化しますので、影響を予測評価したうえで保全措置の検討を行っていただきたい。

(2)で予測評価をお願いしますということと、(4)は、林縁部分は原則残置するということをお願いしています。その回答で、「森林を造成し、景観に配慮してまいります」と書かれているのですが、林縁部分についてはどのようにお考えでしょうか。耕作放棄地だけではなかったはずですが。

事業者：現地調査で、東海自然歩道を車で行っていただいたと思いますが、確かに木が生えている部分も一部ありましたが、ほとんどが耕作放棄地です。ご意見いただいたので、状況はどうかということについて、もう一度しっかり確認して、検討していきたいなと思います。

幹事（治山林道課）：幹事意見に対する見解の、地下水の 5(1)ですが、「土地の造成・改変、樹木の伐採、開発予定地の掘削は、土地の表層部分に止まっている」と回答されていますが、表層部分とはどこまでの範囲なのか、実際に掘削する深さはどれぐらいか、盛土をする高さはどれぐらいなのか教えてください。

事業者：今、回答できないものは調べて後日の回答にします。

委員長：後で調べてきちんと見解及び図面を付けて提出してください。それでよろしいですね。

幹事（治山林道課）：表層という定義はどういうことなのか、整理をしていただけないでしょうか。

また、同じページの残置造成森林ですが、簡易評価書の他のページでは、80%以上は植生が消失すると書いてあります。ところが、残置造成森林は 20%以下になっていますよね。これでほとんど影響がないというのはどういう意味なのか、整理して答えていただけないでしょうか。

それから、p3 の水質 4 で、仮設の断面はどういうふうにするのかを回答いただきました。これは標準的なものだと思いますが、これを平面的にどのような工程で、どういう段階で、どのような状況で仮設の沈砂池を作るのか、平面位置も含めて整理していただけないでしょうか。

また、p2 の気温の関係ですが、公園との比較ではなくて、現状が森林の場所でもし太陽光発電施設を作った時にどのような影響があるのかというのを知りたかったので質問させていただいたと思いますが、これの答えはどこにあるのでしょうか。あとで教えてください。

また、小峯地区の住民意見に対する見解ですが、p1 で、「小規模な土石流が流れ込む水

害が発生している」と書かれていますが、これはいちばん東側の流域でいいのでしょうか。平面図上非改変区域となっている沢以外のところは谷埋盛土される計画ですが、その部分で過去に土石流が発生しているとしたら、どのようなメカニズムで発生するのかを探っていただきたいと思います。防災上非常に重要なことだと思います。

もう一点、現地調査で確認した新畑川のところは、水が流れています。ですが、その下流の八島川は水がなくなっています。これは、どこかで地中に水がもぐりこんでいるんだらうと思います。そこで、地質調査についての指摘が出ていましたが、その検討をしていただけないでしょうか。

最後に、「想定外が発生しないように三重県の基準を遵守して洪水調整機能を設けたい」と回答されていますが、三重県の基準にも想定外はありますので、想定外がないはずがありませんので、そこの回答については修正してください。以上です。